

長野県社協

要配慮者の避難支援

法人と実験し個別計画



2019年の台風19号で被害を受けた賛育会

長野県社会福祉協議会は、市町村社協や施設運営法人らと4月から実証実験を行い、それぞれの在宅福祉サービス利用者の個別避難計画づくりなどに取り組む。災害時要配慮者支援の一環。

実験には、災害時の被害予測情報と、在宅福祉サービス利用者の情報がいったデジタルマップを活用する。名前や性別、年齢といった基本情報に加え、避難に支援が必要な度合いを3段階で表す指標を、マップ上に情報として埋め込み表示することで、要配慮者がどこにいるか一目で分かるようになるのが特徴だ。

避難の指標は、災害時に専門的支援が必要であったり、平時から入院や施設入所を検討していたりする人を、最も避難に支援が必要なAランクとした。個別避難計画づくりは、このAランクの要配慮者を対象にする。

県の調査によると、2019年10月の台風19号で、死者19人、住居は全半壊含めて3418棟、床下浸水1360棟などの被害が発生した。実験に参加する市町村社協、26法人の中には、台風19号で

直接被害を受け、入所者約300人が避難した賛育会なども含まれる。災害発生時には、入所者のいる施設では入所者の安全確保にかかりきりになってしまふ。在宅福祉サービス利用者に対しては、災害前の対応を決めておくことで、より多くの人を救うことにつながる。

個別避難計画 避難時に配慮すべき事項や緊急連絡先、避難支援者情報などを、避難行動要支援者一人ひとり個別に作成したもの。「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（2013年8月、内閣府作成）」に、災害時の避難支援を実効性のあるものとするため「市町村による作成が望ましい」としているが、強制力に乏しいのが現状。そのため政府は、関係法令の法改正により、個別計画策定を市区町村の努力義務とする方針。

個別避難計画の作成をめぐっては、政府が市区町村の努力義務とする方針を固めている。消防庁によると、個別計画の策定を完了している市区町村は19年6月時点で12・1%。避難を支援する人の確保が難しいのが課題となっている。

実験ではこのほか、デジタルマップを活用した事業継続計画（BCP）づくりや、避難指標の比較的軽いB、Cランクの在宅福祉サービス利用者に対して地域住民による支援の仕組みづくりなどを行っている。4～12月までの期間、参加者がそれぞれマップを活用した実験をし、21年2月に成果報告会を開く。

（濱本高佑）